

平成 30 年 2 月 5 日

日本原子力発電(株)

東海第二発電所 運転期間延長認可申請書 添付書類の妥当性確認要領

1. 確認範囲

特別点検報告書、劣化状況評価書、保守管理に関する方針（以下、評価書等）のうち、図面類を根拠に記載している数値を確認する。ここで図面類とは、工事計画書、第 1 種図面、第 2 種図面、設計箇所からの技術連絡票に添付される図面類をいう。

2. 確認内容

- ・評価書等に記載している数値のうち、図面等より転記したものの妥当性確認
- ・評価書等に記載している数値のうち、解析により算出したものの妥当性確認

3. 確認方法

- ・図面等より転記した数値の妥当性確認（添付フロー図参照）

既認可の工事計画書、第 1 種図面、第 2 種図面、設計箇所からの技術連絡票を確認し、複数の書類に数値の記載がある場合は、全てが同じ数値であることを確認する。

複数の書類に異なる数値の記載がある場合は、メーカーと協議し正しい数値を確認したうえで、評価書等との整合を確認する。

- ・解析により算出した数値の妥当性確認

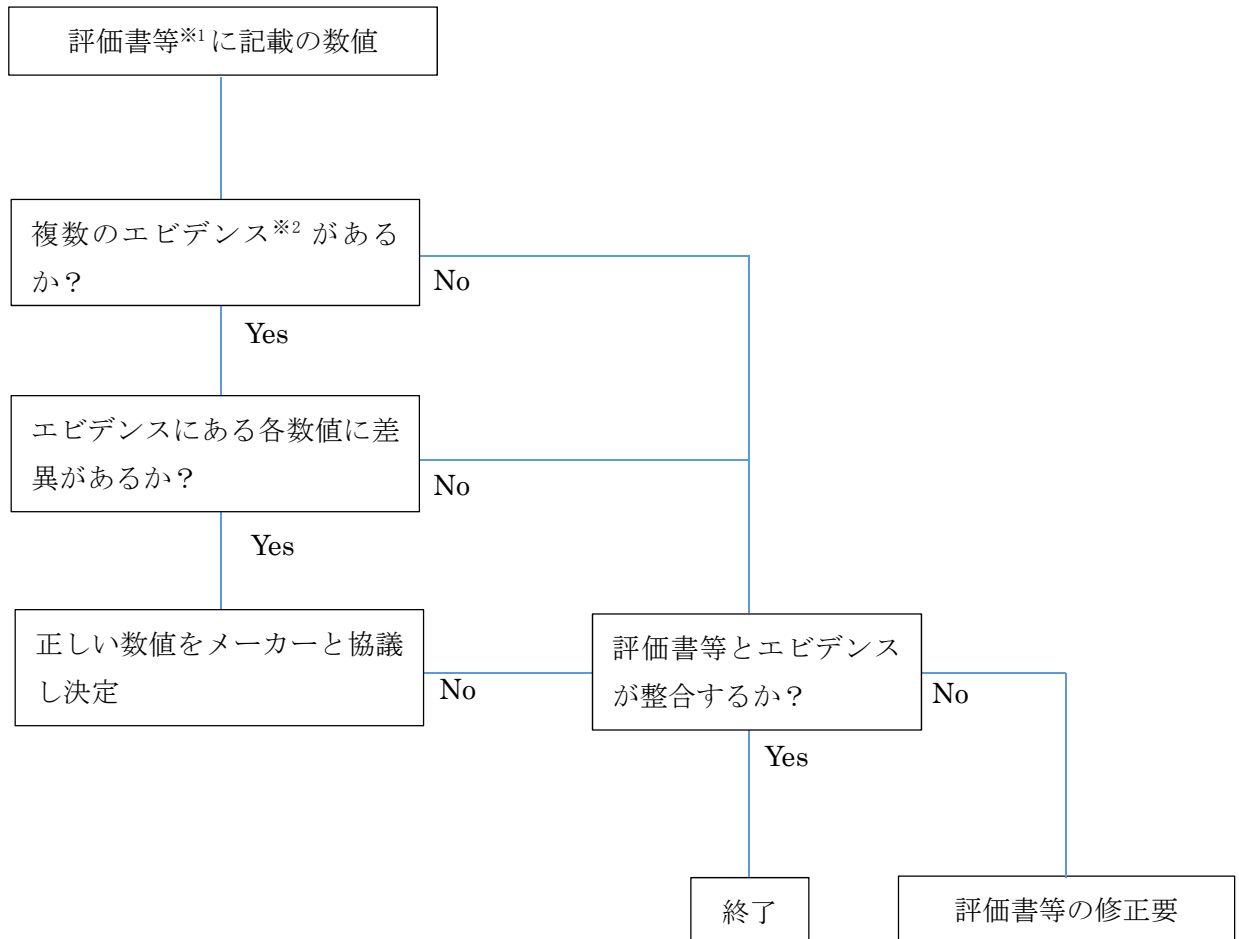
解析に使用した数値の確認のため、設計メーカーと製作メーカーが違う機器を抽出する。そのうえで設計メーカーと製作メーカーが各々図面を作成している場合は照合を行い、数値が異なる場合は解析に正しい数値を使用していることを確認する。

4. 確認体制

保守総括グループマネージャーより、本要領に関する説明を受けたものが確認を実施し、評価書作成者（機械グループ、電気・制御グループ、保守総括グループ）または評価書確認者（保守総括グループ）がチェックを行う。

以上

図面等より転記した数値の妥当性確認フロー



※1：特別点検報告書、劣化状況評価書、保守管理に関する方針

※2：工事計画、第1種図面、第2種図面、設計箇所からの技術連絡票に基づく数値